

大和市告示第59号

大和市地域生活支援拠点等事業実施要綱を次のように定める。

令和8年3月30日

大和市長 古谷田 力

大和市地域生活支援拠点等事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）の障がいの重度化及び高齢化並びに障害者等の保護者が死亡したことにより当該障害者等に対する家庭内の支援がなくなる事態等に備えるとともに、障害者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条第4項に規定する地域生活支援拠点等の整備に関する事業（以下「事業」という。）の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(対象者)

第3条 この事業の対象者は、次の各号に掲げるいずれかに該当する者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定により本市の住民基本台帳に記録されている障害者等
- (2) 本市が援護の実施主体となる障害者等

(地域生活支援拠点等の機能)

第4条 地域生活支援拠点等は、次に掲げる機能を有する。

- (1) 相談（障害者等に対する緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握し、及び登録した上で、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスの調整、相談その他必要な支援を行う機能をいう。）
- (2) 緊急時の受入れ及び対応（短期入所等を活用した常時の緊急受入体制等を確保した上で、当該障害者等の介護を行う者の急病、障害者等の障がいの状態変化等による緊急時の受入れ、関係機関への連絡その他必要な対応を行う機能をいう。）
- (3) 体験の機会及び場の提供（地域移行支援、保護者からの障害者等の自立等に当たって、共同生活援助等の障害福祉サービスの利用又は一人暮らしの体験の機会若しくは場を提供する機能をいう。）

- (4) 専門的人材の確保及び養成（医療的ケアが必要な障害者等、行動障がい有する障害者等、高齢化に伴い障がい重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保及び専門的な対応ができる人材の養成を行う機能をいう。）
- (5) 地域の体制づくり（地域の様々なニーズに対応できる障害福祉サービスの提供体制の確保、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能をいう。）

（実施主体）

第5条 事業の実施主体は、市とする。ただし、市長は、次に掲げる者のうち、前条各号に掲げる機能を有するものであって、事業を適切に実施する能力を有すると認めるものに対し、事業の一部又は全部を委託することができる。

- (1) 法第29条第1項に規定する指定障害福祉サービス事業者
- (2) 法第29条第1項に規定する指定障害者支援施設の設置者
- (3) 法第51条の14第1項に規定する指定一般相談支援事業者
- (4) 法第51条の17第1項第1号に規定する指定特定相談支援事業者
- (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項に規定する指定障害児通所支援事業者
- (6) 児童福祉法第24条の26第1項第1号に規定する指定障害児相談支援事業者
- (7) その他市長が認めるもの

（事前協議）

第6条 前条ただし書の規定により、事業の一部又は全部について市長から委託を受けて第4条に規定する機能を担おうとする者（以下「事業者」という。）は、次に掲げる事項を事前に市と協議しなければならない。ただし、障害福祉サービス等に要する費用の算定に際し、当該事業者が地域生活支援拠点等の機能強化に関する加算を算定しない場合は、第4号から第6号までに掲げる事項を省略することができる。

- (1) 地域生活支援拠点等の整備状況の確認と整備促進における課題等
- (2) 実際に障害者等に対し必要な支援を行う場合の連携方法等
- (3) 地域生活支援拠点等の整備状況の公表に係る周知方法等
- (4) 拠点コーディネーター（第4条第1号から第3号までに掲げる機能を担い、及び当該機能に基づく必要な支援等を実施するに当たり、当該事業者並びに市、地域及び関係機関との調整及び連携を担う者をいう。次号において同じ。）の業務、役割、配置人数等
- (5) 拠点コーディネーターを担う人材、障害福祉サービス等に要する費用の算定の加算に係る確認等

(6) 連携会議（第4条各号に掲げる機能を担い、及び当該機能に基づく必要な支援等を実施するに当たり、当該事業者並びに市、地域及び関係機関の連携のために開催する会議をいう。）の開催方法等

(7) その他市長が必要と認める事項

（事業者の登録）

第7条 前条に規定する協議を実施した事業者であって、第4条に規定する機能を担う事業者としての登録をしようとするもの（以下「申請者」という。）は、大和市地域生活支援拠点等事業者登録申請書に当該事業者の運営規程を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその内容を審査し、適当と認めたものにあつては地域生活支援拠点等の機能を担う事業者として登録を行い、大和市地域生活支援拠点等事業者登録通知書により、不相当と認めたものにあつては大和市地域生活支援拠点等事業者登録却下通知書により、当該申請者に通知する。

3 市長は、前項の規定により登録を行った事業者（以下「登録事業者」という。）について、次に掲げる事項を公表するものとする。

(1) 登録事業者の名称

(2) 登録事業者の所在地

(3) 登録事業者の連絡先

(4) 登録事業者が担うこととなる第4条各号に掲げる機能

(5) その他市長が必要と認める事項

（登録内容の変更）

第8条 登録事業者は、前条第2項の規定による登録の内容に変更が生じたときは、速やかに大和市地域生活支援拠点等事業者登録変更届出書を市長に提出しなければならない。

（事業の廃止等）

第9条 登録事業者は、事業を廃止し、若しくは休止し、又は再開するときは、速やかに大和市地域生活支援拠点等事業者廃止・休止・再開届出書を市長に提出しなければならない。

（様式）

第10条 この要綱で使用する様式は、別表のとおりとし、その内容は別に定める。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公表の日から施行する。
(準備行為)
- 2 第6条の規定による事前協議その他この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

別表（第10条関係）

様式番号	様式の名称	関係条文
第1号様式	大和市地域生活支援拠点等事業者登録申請書	第7条
第2号様式	大和市地域生活支援拠点等事業者登録通知書	第7条
第3号様式	大和市地域生活支援拠点等事業者登録却下通知書	第7条
第4号様式	大和市地域生活支援拠点等事業者登録変更届出書	第8条
第5号様式	大和市地域生活支援拠点等事業者廃止・休止・再開届出書	第9条